

平成 27 年 4 月

町立保育園をご利用になる保護者の方へ

平成 27 年度保育料についてのお知らせ

保育料は、世帯にかかる市町村民税額、お子さんの支給認定区分、きょうだいの状況等によって八丈町が設定した階層区分に応じて決定します。

支給認定区分（1～3号）、保育必要量（標準時間・短時間）、階層区分（A～C24）、きょうだい区分（第1子～第3子）は、保育料決定通知書をご確認ください。

①保育料は市町村民税の税額控除前所得割額（調整控除後）を基に算定します。

※平成 26 年度までの保育料は、所得税を基に算定していました。

保育料算定の基礎とする期間の市町村民税が未申告の方等は、最高階層（C24）となります。

②八丈町は、国の水準と比較して、階層区分を細分化しています。

③**8月分までは、平成 26 年度の市町村民税額をもとに、9月分以降は平成 27 年度の市町村民税額をもとに決定します。**また、市町村民税額やきょうだい区分の変更に伴い、保育料が変更になる場合があります。

④途中で利用をやめた場合は、在籍日数に応じた保育料となります。

⑤3号認定の方が、年度途中で3歳の誕生日を迎え、2号認定に切り替わっても、その年度中は3号認定の保育料を適用します。

⑥延長保育料は含まれていません。